

# 会 議 録

1 名 称	平成26年度第5回北九州市子ども・子育て会議
2 議 題	○ 次期計画（素案）パブリックコメント結果の報告について ○ 次期計画・成案の検討について ○ 子ども・子育て支援新制度に関する報告について ○ 北九州市子ども・子育て会議「認定こども園部会」の設置について
3 開催日時	平成26年11月6日（木）14：30～16：26
4 開催場所	総合保健福祉センター（アシスト21）2階講堂 （小倉北区馬借一丁目7-1）
5 出席した者の 氏名	出席委員（13名）（◎…会長、○…副会長）（敬称略・50音順） 内木場 豊 上別府 清隆 北野 久美 陣内 朋子 添田 重幸 ◎田中 信利 田中 眞弓 津留 小牧 中間 徹 中村 雄美子 錦戸 千晶 浜村 千鶴子 村上 順滋 出席専門委員（8名） 木戸 義彦 黒木 八恵子 田中 正章 中田 俊澄 平田 久美子 星子 陽子 山本 文雄 渡邊 典子
6 議事の概要	次ページのとおり
7 発言内容	次ページのとおり
8 その他	傍聴者なし
9 問い合わせ先	子ども家庭局 子ども家庭政策課 子ども・子育て新制度準備担当 （担当）村上、立石 電話番号 093-582-2550

# 会 議 録

## 6 議事の概要

- ・ 「元気発進！子どもプラン」次期計画（素案）パブリックコメント結果及び次期計画・成案について、資料1、資料3、資料5に基づき事務局より説明し、質疑・意見交換を行った。
- ・ 子ども・子育て支援新制度に関する報告について、資料6、資料7に基づき事務局より説明し、質疑・意見交換を行った。
- ・ 北九州市子ども・子育て会議「認定こども園部会」の設置について、資料8に基づき、事務局から説明し、部会を設置することを決定した。

## 7 発言内容

発言者	内 容
	<p>【開会】14：30</p> <p>○ 会議成立の報告</p>
委員	<p>【議事】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(1) 「元気発進！子どもプラン」次期計画・素案のパブリックコメント結果及び「元気発進！子どもプラン」次期計画・成案について、資料1、資料3、資料5に基づき事務局より説明</p> </div> <p>資料1の16ページ49番の意見について、これは、障害のことについて尋ねたところ、窓口をたらい回しにされたという意見である。それに対して、子ども家庭相談コーナーがあるという回答である。このことが、とても切ないなと思った。もちろん、子ども・家庭相談コーナーがシステムとしてあるというのは分かるのだが、このような制度があるというだけではなく、これがどうして起こったのか、どこに尋ねて、どのようにたらい回しにされたのかということ、これを絶対に検証してほしいと思う。運用なのか役所の職員の力量なのかは分からないが、こういうことが起こると、せっかく子ども・家庭相談コーナーがあっても、せっかく市民の方が、こうやって障害のことについて、何か前向きに、自分でやっと相談してみようと思って電話をした。その前向きな気持ちをそぐということになってしまうと思うので、この回答（市の考え方）がどうということではなく、ぜひ検証していただきたい。そして、その結果を役所の職員に共有していただきたい。</p> <p>それから、もう1点、24ページの80番、「子育て家庭が利用しやすい公園や遊び場の整備とプランの中にあるけれども、公園によっては老人用の器具が備えてあって、子ども用は充実していない。新規事業として、子どもの成長に配慮した公園整備、乳幼児の遊具の設置をお願いしたい。公園でのサッカー禁止は明示してほしい」という意見である。この意見からは、この方はまだ自分の子どものことしか見えていないのだな。乳幼児だから、大きな子がサッカーをしていると自分の子には危険なのだろうなとうかがえる。この回答の中で、</p>

## 会 議 録

会長	<p>「乳幼児向けの遊具の設置やボール遊びを禁止する看板の設置などの要望があれば、地域と相談しながら対応することとしたいと考えます」とある。</p> <p>回答の仕方としては、このような回答の仕方しかないと思うのであるが、では大きくなった子どもたちは、ボール遊びをいったいどこでするのだろう。ソフトボール投げの記録がどんどん短くなっているという体力測定の結果などもあるが、子どもたちが成長していく過程で、どこでボール遊びをするのかということも触れていただきたい。ぼんやりとした意見であるが、要望があればボール遊び禁止にするということではなくて、「子どもの成長のともに」みたいなことを、少し触れていただきたいなと思った。</p> <p>さらに、もう1点だけ、46ページの180番、「子どもが発達障害の疑いがあるとされてショックを受けて、そういう方のフォローをする中心基地をつくってほしい」という意見である。既に発達障害者支援センター「つばさ」にいろいろな仕組みがあるという回答である。この情報が、やはりそういった方たちに届いていないというのが課題なのかと感じた。新たにペアレントメンターの養成や保護者の方の一時的な休息などの取り組みもしているということなので、これをどんどん広報して欲しいと思った。</p> <p>発達障害の方の、別の意見の中で、「保育所しかなかった」みたいな意見もあったので、こういうことが周知されていけば、その方がこういった場面で、保育所しかなかったという意見ではなくて、こういう場所があって安心できたとかいうようになっていくと思うので、周知に力を入れていただきたいと思った。</p> <p>委員の意見を聞いていて、特にワンストップサービスにたらい回しということは、この会議でもよく出てきた。広報のことにしても、いろいろな事業があっているけれども、それが市民に浸透していない。まさに市民に直結することでありながら、なかなかそれが充実されていないのが現状ではないか。そのようなことから、委員から、何故たらい回しになるのか、現状分析をきちんとしてほしい。パブリックコメントの市の考え方では、「子ども・家庭相談コーナーに行ってください」とあるけれども、そうではなくて、市の側も問題があるのだから、その問題をきちんと精査して、それに対して対応してほしいと。こういう子ども・家庭相談コーナーに行ってくださいではなくて、まずは組織として、何が問題なのかということをきちんと検証して、そこから、いかにしてワンストップサービスが提供されるかということをやってもらいたい。すなわち、市民に努力してもらうのではなくて、まず行政側の努力が必要ではないかという意見と承ったが、そういうことでよろしいか。</p> <p>それから、広報の問題である。これまでの会議で言われてきているので、この辺のところを考えてもらいたいと思う。</p>
----	---

# 会 議 録

事務局	<p>子ども・家庭相談コーナーに関することであるが、職員には適直接遇の研修などを行いながら、きちんとやっていると思っている。そうはいいながら、実際、こういう思いをしたということも事実だと思うので、その旨はしっかり担当に伝え、市民が困らないよう、市民が迷わないようしっかりと取り組んでいきたいと思っている。</p>
会長	<p>これは子ども家庭局だけの問題ではなく、あらゆる部局に共通することではないかと思うので、こういった市民をたらい回しにするということから、いかに脱却していくかということは、市の行政という単位で考えてもらいたいと個人的に思っている。</p>
委員	<p>丁寧な説明でありがたいが、「ただやはり」と、どうしても言いたくなる。というのは、今回の子どもプランに対してのパブリックコメントの提出意見はかなり多く、今までこういう数字はなかったと聞いている。七百数十件という数があり、これが市民の声である。</p> <p>今の説明で、例えば資料1の8ページの20番について説明があったけれども、第1章から第3章に関しては97件の市民の意見があったわけである。市民の意見や、市民という名の私たち子どもの代弁者である当事者からの意見かもしれない。その中で、こうやって意見を述べても、結局考え方としては変わらず、反映結果は①という数字で終えてある。25ページでも、「施策7 幼児期の学校教育や保育の提供」に関して322件という、こういう声がありながらも、市の回答はやはり①で、計画に掲載してあるので、変更も修正もありませんという答えである。</p> <p>だが、この計画に対して、「本当にこれでいいのだろうか、これは本当に子どものためだろうか」という意見に対して、「これは計画どおりです」というこの答えで、そのままの状態でのいいのかと思う。</p> <p>例えば、本当に子ども主体になっているかという問いかけに対して、もちろん一番目に子ども主体の視点であり、このままである。意見は、子ども主体になっていないから、なっていないと言っているのに、「いや、なっている」というままの、施策に何も修正はないという①のままである。例えば、「このままでは保育士確保に困る」という意見や「保育士が確保できない、どうしよう」という意見に対しても、「就職支援をしている。再就職支援をしている。」という答えである。例えば、26ページ、「具体的に保育士が確保できないから困っている、それだけ疲弊している」といった意見に対しても、「掘り起こしの事業をしています。」で、①のまま計画を変えません。さらに、第5章でも206件の意見があった。48ページの188番で、タウンミーティングのときに2,300人供給過剰という、それは市民にしたら待機児ゼロでいいかもしれないけれども、せっかく掘り起こしをして保育士を確保して、安定運営をしていこ</p>

## 会 議 録

事務局	<p>うとした教育機関、保育機関である、幼稚園・認定こども園・保育園の施設が、2,300人の供給過剰になるということで、その後の保育が安定して運営できないのはどうかというところで、ようやく④である。しかし、その数字を説明されたが、結果は200人の違いで、2,100人はやはり供給過剰になるということである。</p> <p>となると、本当にこのパブリックコメントの数字のむなしさを実感している。こうやって、市民がいくら声を上げたとしても、こうやって会議でいくら声を上げたとしても、これは掲載済みですから変えませんというのは、パブリックコメントに対して、説明は本当にこれで足りるのかという思いがする。もう書いてあるからいいだろうというか、書いてあることに対して、本当にそうだろうかと意見が出ているのに、その答えが示しているとおりでであるというのは、答えになっているのかなと感じた。</p> <p>パブリックコメントの取り扱いはどのようになっているのかということとともに、2,300人供給過剰になることに対して、200人しか修正できなかった。それから、保育士確保をするということが書いてあるけれども、では実際に、この1、2年で確保できた人数はどれくらいなのか。そして、今後の見通しはどうか。卒業生が何人いて、その人たちの就職はどのようになっているのか。そのリサーチは済んでいるのかと、その辺のことも考えているが、意見というか、感想も多いが、パブリックコメントに対して、この返答でよいのかという疑問である。</p> <p>パブリックコメントに関する意見の計画への反映状況については、資料1に記載のとおり「① 計画に掲載済み」、「② 追加・修正あり」、「③ 追加・修正なし」、「④ その他」の4種類に分けて回答している。</p> <p>委員のご指摘のとおり、市民の皆様が今の計画を見ながら、「子どもの視点が足りないのではないか」という意見をいただいている。そのご意見の趣旨は、事務局としても分かっているが、そうは言いながら、市としても子どもが主体という立場で計画をしっかり作っている。先ほど説明したように、特に延長保育の部分などが問題になっているとは思いますが、それも市民の要望を踏まえた施策であり、その中で、子どもに適正な保育環境を提供するためには、そのような施策を実施せざるを得ないという部分があるかと思っている。それは、保育所でしっかり子どもの育ちを支えておられるというところがあるので、市はそのような形でさせていただいているところである。</p> <p>全般的に、計画に掲載済みが多いという部分については、いただいた意見を見た中では、市としてはしっかり書いているものということで、そのように考えている。</p> <p>実際、事業として運営していく場合には、さまざまな市民の意見を聞きながら、必要な運用を図っていくような形になっていくものと考えている。</p>
-----	--

## 会 議 録

会長	<p>事務局としては、そういう見解であるが、市民の意見と市の意見に若干ずれが生じた場合、どうやってそれを解消していくかということで、決して、市民の意見をないがしろにしているわけではないということ、酌んでいただきたいということかと思う。</p>
事務局	<p>私からも補足をさせていただく。それぞれの意見には、それぞれ担当課を中心に、最後は私の所まで一つ一つ上げてきて、その考え方について文章を練った。</p> <p>事務局から申し上げたように、大きくこの①～④のカテゴリーとしては、計画に掲載済みといった判定をどこかで分類しなくてはいけないということから、この計画の文言は変えないけれども、一つ一つの意見については、今後も心にとめながら、事業を展開していく際には、さらに深掘りして、そのような意見があるということを念頭に置いて事業を進めなくてはならない、心してやっていかなくてはならないことだと、事務局一同そう思っている。</p> <p>やはり形として分類せざるを得ないことがあるので、中には少し冷たい見方をしてしまっている、あるいは、そう思われるような、「① 掲載済み」という判定になっているかとは思いますが、一つ一つの意見には、市としてもしっかりと対応していきたいと思っている。</p>
委員	<p>資料143 ページの 169 番、施策8の放課後児童クラブの件で伺いたい。「クラブの終了時間の 19 時までの延長については、延長勤務の指導員の確保等の準備が整ったクラブから順次取り組んでいきたいと考えています」と記されているが、具体的に、こういった形で確保ができたということを決めて、午後7時になるのか具体的に教えていただきたい。</p>
事務局	<p>この 19 時までの延長に伴う職員の確保については、現在、担当係で人員配置の検討をしている。19 時まで延長になれば、職員、指導員の増員等も必要になることもあるかと思うので、その辺の検討をしているところである。その準備が整い次第、クラブには説明をしていきたいと思っているが、現時点では具体的な確認の仕方というのは回答できない。</p>
委員	<p>委員と同じように、私たちが保育士と幼稚園教諭の免許を持っているが、学童保育でも特別支援や通級に行っている子どもが増えてくると、加配の指導員を入れないといけない。これが 19 時まで開所となると、さらにまた指導員を募集しないといけないということだが、誰でも入れていいというわけにはいかない。現在も 18 時 45 分まで猶予で預かっているのが、19 時過ぎて迎えに来る親が、全部で 98 人いる子どものうち5、6人はいるという状態である。だから、19 時まで延長となれば、19 時半過ぎても迎えに</p>

## 会 議 録

	<p>来ないお母さんも数名いるのではということも不安に思いながら、自分たちも体制を整えていかなければと思う。</p> <p>それから、市民の方の意見の「②宿題の講師等を取り入れてほしい」に対する答えの中で、「宿題をするという習慣を身につけさせるための援助等を行うということを考えています」とある。これもまた、私たちもできる範囲で、小学校から赤本を見せていただいたり、自分たちで参考書を買ったり、先生に勉強を教えていただいたり一生懸命しているのだが、やはり、親には、宿題までやってもらうということはあるがありがたいと思っていただきたいから、なるべく講師の派遣とか、外部から人を入れて塾のような形の児童クラブにはしたくない。そのところはよく頭に入れて欲しい。</p> <p>学童によっては、学校から、指導員に宿題を教えてもらうが、その子どもの学力が分からないので、宿題をさせないで欲しい旨の言葉を言われたこともある。そういう温度差があるから、なるべく宿題の取り組みなどで講師を派遣するという点については、私は反対である。</p>
事務局	<p>委員の言われるように、放課後児童クラブは子どもたちの放課後の活動、遊びの場ということで、塾の代わりをするのはどうかと思うので、今、いただいた意見を踏まえながら考えていきたい。</p>
専門委員	<p>子育て支援員ということで、地方自治体が特別な講習をしてということ国が言っているものがある。学童保育員や幼稚園、預かり保育などで使えるということだが、それはどうなっているのか、北九州市の考え方を聞きたい。</p>
事務局	<p>子育て支援員については、国において女性の活躍推進を目的に検討されていると聞いている。正規の資格を持たない方に補助的な役割で放課後児童クラブなどに入ってもらいたいということだが、一定の水準というものが求められることから、研修を受けてもらい、補助的な仕事をしてもらうという制度と聞いている。現在、国で研修の内容について検討中であり、市もその内容が示されるのを見守っているところである。</p>
専門委員	<p>いつからというものも全然ないのか。この制度改革というのは、平成27年度からと思っているのだが、国が遅いからそのままにするのではなくて、むしろ国の背中を押すような形で、出てこないものはこちらから請求するような形にしていきたい。今うちも学童保育をやっているが、学童保育の指導員はなかなか集まらない。そういうことに対して、もう少し真剣味を持って、国が動かないからそのままにしているのではなく、その方針はよいことなのかどうかということを考えて、国が悪いなら、国にもう少し頑張ってもらうように、北九州市から意見を出すようにしていきたい。</p>

## 会 議 録

専門委員	資料1の45ページ176番、「言葉の発達の気になる子どもが、療育センターや障害児福祉センターなどに」とあるが、障害児福祉センターとは障害福祉センターのことか。
事務局	いただいた意見にこのように書いてあった。なるべく施設名については確認をしたのであるが、行き届かないところがあれば申し訳ない。
専門委員	<p>その市の考え方のところ、意見に「言葉の発達」とあったから「言語聴覚士等」という書き方だったのだらうと思うが、結局はこの意見の反映が、丁寧な説明というだけなのか。例えば、療育スタッフは、皆熱心にやっていると思うのだが、その療育スタッフの専門性の質の担保というか、そこをどう考えているのか意見を聞きたい。</p> <p>それからもう1点、46ページの180番、ここに発達障害者支援センター「つばさ」のことが書いてある。もちろん「つばさ」ではいろいろな取り組みを行っている。ただ、それは限界があると思っている。障害福祉課といろいろ相談をし合って、できるだけいろいろな体制整備を進めるけれども、これ以外に市の考え方はないのか聞きたい。</p>
事務局	申し訳ないが、今日、担当課が出席できていないので、今の質問に対しては、詳しいところまで回答できない。今日の意見は、戻って担当課に伝えたいと思う。
会長	この「つばさ」が限界で、しわ寄せが来ているではないけれども、もう少しほかの所があればそちらも利用して欲しいという意味ではないか。
専門委員	もちろん、「つばさ」は「つばさ」でやっていくのだが、多分、それでは足りないのでは、ほかの所をどうするかということである。
事務局	担当局からお答えしたように、事業の中身のことは担当課でないと分からない部分があるので、会議の後、委員に連絡して回答したいがどうか。
専門委員	この会議での質疑なので、私1人に回答されても困る。
事務局	専門委員からの質問に十分な回答ができず申し訳ない。内容については関係課と調整の上、委員の皆様方に何らかの方法で、後ほどまた回答することとさせていただきます。(※)

(※) 事務局注記：会議後、別紙「平成26年度第5回北九州市子ども・子育て会議質問回答」のとおり回答した。



## 会 議 録

委員	<p>この意見については、「つばさ」でこういった事業をやっていくことを周知していくこともとても大切であるが、一方で、地域の中でこういったお母さん方が、交流できる場所をつくってほしいというのがこの方の率直な思いなのだと思う。私は、地域で子育て支援の活動をしているが、なるべくこういった方たちを排除しないようにというか、少し発達障害気味の子どもが来たとき、「何だ、あの子」などとほかのお母さんたちが邪険にしないようにというか、そういったことを働き掛けながら、例えばサークルやフリースペースの中で除外しないような働き掛けを少しずつ微力ながらやっていく。地域の中で排除しないというか、安心していいよというような支援が一方で必要なのではないかなと思う。</p> <p>そういう方たちがその地域の場にいることを先に見ていれば、もし、自分の子に発達障害の疑いがあると言われたときに、こういう不安が大きくなるはないと思う。そのような地域づくりであるとか、サークル支援であるとかということが必要なのではないかと思った。そういうことを支援していくことが、市民にも見られることではないかなと思う。</p>
委員	<p>全体的なことであるが、このような形で細かく分類もして、市民の方からのパブリックコメントも多く寄せられている中で、市の考え方のところでは、中にはこの意見の概要に合った回答がなされているところもあるし、少し言い方が悪いのだが、教科書のようなきれいな丁寧な言葉で書いているところもあると思う。</p> <p>恐らくここに上がっていた意見と同じような考えとか質問を抱いている方も多くいると思うが、このパブリックコメントの実施結果というのは、ホームページには掲載するのか。</p>
事務局	<p>ホームページに掲載する。併せて市議会の常任委員会でも報告させていただく。</p>
委員	<p>そこをお願いがあるのだが、他の市のパブリックコメントでも見るのだが、恐らくこの50ページくらいあるものを全部PDFで掲載していると思う。PDFでは、例えば42ページの163番の意見のところ、8時間を超えてしまってもいけないのかとか、保育料はその分上乗せになるのかとかいう素朴な疑問をインターネットで検索しても、恐らくヒットしてこない。</p> <p>それぞれ質問の中にはすごく専門的な意見もあるが、市民の皆さんが考えているような単純な、例えばこども110番について教えてくださいとか、パート勤務ではどうなるのですかとか、自分の生活に関わっていることについては、恐らくその文言で検索をかけてくるので、これをひとまとめにパブ</p>

# 会 議 録

会長	<p>リックコメントの結果であるとして掲載してしまうのではなく、それぞれの文言が、できれば検索したときにヒットされやすいような形で市のホームページに掲載すれば、いろいろな方に周知ができるのではないかと思う。</p>
事務局	<p>市民は自分のキーワードを検索して、それに関連する情報を見たいけれども、現状だと難しいということであるが、実現可能なのか。</p>
会長	<p>ホームページのシステムのことなので、担当の部局と相談させていただく。それから、データの容量とかの問題も場合によっては発生するのと思うが、その辺を踏まえて、なるべく市民の皆様が分かりやすく検索できるような対応はしていきたい。</p>
全委員	<p>次期計画の成案に関する意見交換はここまでとしたい。次期計画の策定に関する検討は、今回をもって最後となる。これまで熱心な議論に御礼を申し上げる。</p> <p>この次期計画成案については、このあと、次期計画として取りまとめていくことになるが、事務局は、本日いただいた意見を踏まえながら、最終的な調整をお願いしたい。取りまとめについては、会長、副会長に一任させていただきたいと思うが、よろしいか。</p>
会長	<p>(異議なし)</p>
事務局	<p>それでは、今後のスケジュール等について、事務局より説明をお願いしたい。</p> <p>初めに、現在検討中の計画の名称であるが、これまでこの会議では、「次期計画」と呼んでいた。次期計画自体が「元気発進！子どもプラン」の基本理念や計画の構成など、基本的な考え方を踏襲していること、また、新たな課題に対する施策、あるいは子ども・子育て支援新制度に伴う支援事業に関する事項を追加するなど、現行計画をより発展させた計画と考えている。それから、なじみのある名称にしたいとの思いもあり、名称については、「元気発進！子どもプラン（第2次計画）」という名前としたいと考えている。</p> <p>続いて、今後の計画決定に関わるスケジュールについて説明する。</p> <p>まず、会長、副会長の了解を得て取りまとめまた次期計画成案については、11月中旬頃に市議会の保健病院委員会で報告したいと考えている。その後、市として決定し、12月議会には、子どもプランの次期計画として報告したいと考えている。</p> <p>なお、決定した計画については、市のホームページで全文を公開するとともに、当会議の委員の皆様には冊子としてお配りをしたいと考えている。市民の</p>

# 会 議 録

会長	<p>皆様、あるいは関係者の皆様の手元にお渡しするような印刷物については、年度末をめどに完成を目指していきたい。</p> <p>あらためて、長期間にわたり次期計画について熱心にご議論いただいた。委員並びに専門委員の皆様に、厚く御礼申し上げます。</p>
委員	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(2) 「子ども・子育て支援新制度における保育の必要性の認定等」、および「子ども・子育て支援新制度における利用者負担」について、資料6、資料7に基づき事務局より説明</p> </div> <p>就園奨励費から計算をしてという文言で説明があったが、財源を考えれば、就園奨励費を基準にして計算をするのは分かるのだが、制度自体が違うということが少し気になるころではある。やはり公私の格差是正の就園奨励費が基準になるのか。</p>
事務局	<p>今質問をいただいたのは、1号認定の子どもに対する保育料の設定についてである。これについては、まず国のイメージ、国の基準というものがある。その部分について、現行の負担額から所得に応じて支給されている就園奨励費を引いた実質負担額というものをベースに考えられているというものが1つある。</p> <p>その中で、本市としても、現行の保護者の皆様の負担を増やすことはできないということもあるので、まずそのような考え方とした。それに加えて、保育所保育料を上回る区分ができるので、これについては同額にするということで設定している。</p> <p>それで、先ほども説明した国と市の負担額、市が国基準より引き下げることについては、市の独自負担になるというところがある。本市の幼稚園の保育料が、現在、全国平均より年額3万 3,000 円程度低くなっており、保護者の負担を上昇させないというためには、その分が市の独自負担となる。そういったことや、現在の市の財政状況等もあることから、そのような国ベースの考え方、今の負担から上昇させないという考え方等からこのような案としているところである。</p>
専門委員	<p>今後、正式決定は来年度の予算編成の中で考えていくということになるので、総合的に財政状況等を踏まえて、最終決定に臨んでいきたいと考えている。</p> <p>今の説明を聞いても、普通の方は、多分何が何だか分からないと思う。簡単に言えば、1号認定といえば幼稚園のことであるが、保育時間が普通の幼稚園であれば4時間である。4時間の子どもと保育所の短時間の子どもで同額の所</p>

# 会 議 録

	<p>得区分があるということである。だから、たくさん預かって同じ金額ということが出ている。なぜかという、それだけこの部分に対して補助金がたくさん出ているからと。だから、自分が考えるところでは、国自体、その部分が逆転している。保育短時間よりも1号認定の方が、保育料が高かったりしているのである。</p> <p>それは問題外として、そのような所得区分が、北九州市としてはなくなっているということは評価されるべきだとは思っているのだが、自分が思うところは、やはり、長時間働いている方の子ども、認定こども園や保育所に行く2号認定の子どもの補助率と幼稚園に通っている1号認定の子どもの保護者負担の軽減率を同じにしてもらえば問題ないと思うのだが、その部分が違う。だから、幼稚園に通っている1号認定の子どもに対する補助は少なく、働いている保護者に対してはたくさん出るということで考えたら、北九州市としては就労してください、子どもをそういう施設、幼稚園、保育園、認定こども園にたくさん預けてくださいと、お金の面で支援をしているように自分は感じる。</p> <p>そうではなくて、先日、委員が意見書を出されたように、なるべくなら保護者のもとで過ごすことが理想ということで考えるならば、その比率を、たくさん預ける人のほうが補助金を多くもらうのではなくて、逆にすべきだとは思っているのだが、それはできないということであれば、同率にしたいと思っている。</p>
事務局	<p>今、国基準からの軽減率ということでご意見があった。現時点での試算であるが、幼稚園に通う1号認定の子どもの保育料については、国基準から計算すると、16~17%の軽減率ということになっている。一方、保育所の2号・3号認定の子どもを併せてであるが、こちらは約20%の軽減率となっている。</p> <p>今回、この案を定めるに当たっては、先ほども説明したとおり、実質負担額と、一部であるが、保育所保育料と同額に合わせるというように、均衡を図るという考えも入れて、設定しているところである。</p> <p>委員が言われるように、国基準からの軽減率も一つの目安ということもあり得ると十分考えているし、ほかの基準もあるのではないかと考えている。さまざまな視点から、総合的に検討していくということが必要だと考えている。</p>
会長	<p>この保育料は、既にオープンになっている。だから、現実的にこれは変えるということは難しいと思うし、北九州市独自の算定基準というのは、なかなか難しいのではないと思うが、専門委員が言われたように、この会議で委員が述べた、できるだけ親がしっかりと子育てに従事する。もちろん共働きの親ということもワーク・ライフ・バランスも重要視するけれども、やはり親が責任を持って育てる。そういった子育ても重要ではないかという認識の下に、かなりそういったコンセンサスの下にこの会議を進めてきたので、</p>

# 会 議 録

事務局	<p>そのような意向も十分踏まえた上で、今後、算定基準などを検討してもらいたいと思う。</p> <p>今、報告をした資料6の保育の必要性の認定については、申し込みが11月に始まるに当たり、どういう優先順位かというのは、事前に申込者が分からなければならない後出しというわけにはいかないの、これは市の中で決定した、来年度に向けてはこれでいくというものである。</p> <p>ところが、資料7の保育料案については、言ってみれば国での概算要求のように、最初に各省が財務省に対して概算要求する。そういったイメージであり、子ども家庭局として、これからこういう形で財政当局と交渉し、そして、3月議会で最終案を諮って、また議会の中で議論してもらおうという、ある意味仮の数字である。</p> <p>ただ、仮の数字であっても、やはり、申し込みをする皆さんにはお示しておかなければいけないということで、仮の案ではあるが、ということで今回提示し、報告をさせていただいたものである。</p> <p>したがって、今後3月議会までの間に関係者の意見を聞きながら、あるいは議会等の意見を聞きながら、この数字は変わっていくこともあるという意味で、注意書きにも「変更される場合があります」としているものである。</p> <p>考え方としては、先ほど課長が説明したように、進行方向に向かって、今年と来年、保育所であっても幼稚園であっても、同じ保護者にとって、収入が変わらないなら、できるだけ負担が変わらない。まず、それを第一に今回は考えている。先ほど委員、専門委員からご指摘があった点について、また会長からも話があった点については、1年、2年かけて、少し中期的な課題とさせていただきたいと思っている。</p> <p>今は、まずは新年度に向けてはそういった考えと、そして必要な点について修正していくというスタンスで、いわゆる家庭での子育てと、就労する場合等をどのようなバランスで見えていくかというのは、市内部で、もう少し研究・議論が必要と思うので、少し時間をいただければと思っている。</p>
会長	<p>かなりデリケートな部分も含まれているので、十分時間をかけて、しっかり検討をしていただきたい。</p>
専門委員	<p>質問であるが、保育サービスコンシェルジュが各区に設置されたが、市民の方からどんな質問とか相談があるのか。11月4日から保育所の入所受け付けが始まり、何日かしかたっていないが、窓口の利用者からの質問だとか、不安だとか、混乱とか、そういうものがもし掴めていけば聞きたい。</p>
事務局	<p>保育サービスコンシェルジュは、今年の8月から各区役所に1人ずつ配置を</p>

## 会 議 録

委員	<p>し、3カ月たったところである。区役所の窓口で、いろいろな相談を受け付けている。</p> <p>相談の対応状況であるが、8月は市内全部で約400件、9月が約500件、10月は717件ということで、毎月100件以上ずつ増えてくるという状況で、だんだんと認知度も広がってきているようである。窓口での相談の対応に加え、情報の収集ということで、コンシェルジュが直接いろいろな保育園、幼稚園にも出向いて、実際の状況をいろいろ聞いてみたり、現場確認ということもしている。</p> <p>相談を受け付けて、実際の入所につながったケースというものも少しずつ増えてきており、8月は3件と少なかったのだが、9月は16件、10月には70件と、だんだんと増えてきている状況である。</p> <p>保育所の場合、11月4日から区役所で入所受付が始まったのであるが、今どのような質問が多いのかということについては、始まったばかりということもあり、まだ把握していない。また、これまで3カ月間、具体的にどんな質問かということは、個別には把握していないが、保育所に関するもの、幼稚園に関するもの、それから新制度に関するものと、いろいろな相談なり問い合わせがまっているということは聞いている。</p> <p>今の説明では、資料7はまだ検討の余地がある。資料6の保育の必要性の認定等はこれが決定であるということである。</p> <p>その場合、委員の皆様にご理解していただきたいのは保育の必要量である。資料6の2ページの「保育必要量の区分」に「保育標準時間は1日11時間まで」という書きぶりである。(フルタイム就労を想定)ということであるが、ではその人たちの就労時間は何時間なのかと見れば、月120時間以上の就労が標準時間であり、しかも書きぶりでは、「1日11時間まで」ということである。120時間以上の就労を1日に換算すれば6時間くらいである。「6時間仕事をすれば、11時間保育園に預けられます。それが標準です。」という書きぶりである。</p> <p>一方、保育短時間は、1日8時間までと書いてある。では、短時間はどれくらいの就労時間の方が預けられるのかといえ、それは最低月60時間である。1日2時間働いたら、子どもを1日8時間預けることができる。</p> <p>市の考え方として、先ほどの計画には何と書いてあるか。親子が触れ合える時間をつくるであるとか、子ども主体と考えてその健全な育成をするということが書いてある。そして、親子支援のところは、講座をすると書いてあった。親子を離して親に講座をして親子の大切さを説き、1日2時間くらい働いたら保育園に8時間、土曜日まで預けることができ、それで、内容がこうやってワーク・ライフ・バランスをと書かれたときに、やはり市民の声として、本当に子ども主体として視点が当たっているかという意見が、数百件来るといっ</p>
----	--

## 会 議 録

当然のことではないかと思う。

今とても辛辣な言い方をしたが、それはなぜかという、今まででも保育園は朝7時半～午後5時50分まで開いているし、延長保育をしている園は朝7時～夜7時まで開いている。今まででも12時間開いていたではないかと。でも、それは「1日11時間までよいです、最大11時間まで使えます」という言いぶりではなく、「仕事をしているので、その間、保育ができない間は私たちが丁寧に保育いたします。適正な育ちの支えをいたします。子どもが主体である計画を立て保育いたします」としていた。しかし、先ほどコンシェルジュの話が出た。400件、500件、600件の相談があったと。その相談であっさり「保育園は11時間まで見てもらえますよ」と言われている。

そうすると、私たちがいくら親子の触れ合いが大事だということを申し上げ、市もそのように考え、またこのプランの中で、普段保護者と接する機会がある各園において、親子の触れ合い等々について促進、啓発していただきと言われても、相談に行ったコンシェルジュが、保育園は11時間預かりますということ、ただ時間で言ったり、あるいは、たった2時間働いたら保育園に8時間預けることができるという、この書きぶりは、やはりいかがなものかと思う。

これは、確かに国が11時間、8時間と決めたことである。就労時間にしても、このように国が決めたことである。だが、必要量と書かれたときに、就労の支援のための、この「就労している時間に」であるということが表にこなければ、1日11時間まで預けることができますというこの書きぶりは、本市の考えである「子どもに視点を置いたプラン」と、もしかしたら逆行するのではないかなと思う。

ただの預かり所としてのものではないということは、常に強調させていただいているが、たった1日6時間働いたら、「たった」という言い方は失礼な言い方であるが、6時間働いたら、保育園に11時間見てもらえる。おむつ外しも離乳食もやってくれる、集団の中のことをいろいろやってくれる、お昼ご飯も食べさせてくれるというような、便乗して子どもを放棄するようなことに荷担したくないので、この保育の必要とする事由も、きちんと把握していただきたい。もっと言えば、短時間認定は、ほぼゼロである。保育園において、1日2時間くらい働いている方は保育園に来ていない。そういう方は、恐らく1号認定で幼稚園に行っていると思う。その手前の0～2歳児は、自宅で見て、時々、ほっと子育てふれあい事業を利用したり、市民センターに行っていると思う。

だとすれば、このほとんどが標準時間、「1日11時間まで預けられます」ではなく、「お宅の子どもに標準時間が認定されました。開所時間内の就労している間にご利用ください」という書きぶりが、先に来たほうがいいのかと思う。

また、短時間認定であるが、資料6の1ページ、保育を必要とする事由を見

## 会 議 録

ていただきたい。先ほど、「(6) 求職活動」と「(9) 育児休業取得の継続保育利用」のところで説明があった。私は、この保育を必要とする事由で、90日間、職を求めていたり、あるいは1年2カ月、育児休業を取っているので、これは当然、短時間の8時間であろうと思っていたが、標準時間だという返答があった。

これは、委員の皆様も一緒に考えていただきたい。育児のために休業しているのだが、家庭に入ってしまうと、入園している上の子どもの育ちに差し障りがあるから、何らかの事由があるから集団生活を継続したい。だが、自分自身は仕事を休んで赤ちゃんの世話をしているという育児休業である。それから求職中というのは、今仕事をしていないが、仕事を探したい。だから子どもを預かってほしいという理由である。

これが果たして、保育の11時間必要な標準時間なのだろうか。これこそ短時間ではないかと思う。このように標準時間、短時間という、1日たった3時間の違いとはいえ、この分け方があるにもかかわらず、今現在、入所している子どもたちの99%以上は標準時間である。なぜならば、1日6時間以上仕事をしているからである。だからといって、11時間、保育園が朝7時～夕方6時まで開いているから、それまでたっぷり預けようとなっては、困るわけである。

この困り方は、理解いただけると思う。親子を引き離してしまうための支援はしたくない。と同時に、保育園は、朝、大体7時から8時までの間、保育士はほぼ2人である。なぜならば、子どもが数人しか来ないからである。8時以降、8時半から9時までにかけて保育士を増やしていったら、大体20人いる保育園の場合でも12個くらいローテーションがある。朝早い時間、夕方5時以降の時間、子どもが少なくなるということを想定しての配置である。ところが、11時間、午前7時～午後6時までが標準時間になると、保育士の配置、ローテーションが取れなくなる。これは簡単に想像がつくことだと思う。ますます保育士が疲弊する。ますます足りない。保育士を雇用できなければ、本来預かりたい子どもまで預かれないことになってしまう。これは悪循環ではないかと思う。

預からないと言っているのではない。必要な子どもは本当にしっかりと保育させていただく。今でも12時間預かっている。台風だろうが、インフルエンザだろうが、12時間預かっている。ところがこの書きぶりである。北九州市の良心がここにあると思う。「1日11時間まで」が、先に来るのではないのではないかと考えているわけである。必要量の認定の事由や時間が変わらないのであれば、これは既に、市民に公表しているとはいえ、今からでもいくらでも変更は利くと思うので、ここの書きぶりを変えていただきたいというのは、私の切なる願いである。

委員の皆様にも聞きたい。1日2時間働いたら、8時間ずっと保育園に預け



## 会 議 録

会長	<p>っぱなしでいいのか。育児休業中、仕事を探しているその間にも 11 時間預けっぱなしでいいのか。こういったことも考えていただいて、短時間、標準時間の認定の仕方、あるいはこの書きぶりといったことを、もう一度考えていただきたいというのが私の願いである。</p> <p>問題が内在しているように受け止めたが、そういうところで、安易に使ってほしくないということでしょうか。</p>
委員	<p>今までも一時保育、延長保育、いろいろな事業を保育所はしてきた。一時保育もリフレッシュ目的の利用が認められた時点で週 3 日、本当にお母さん方が自由に使っている。それは構わない。ただ、それも当初は、病院にお見舞いに行くとき子どもを連れて行きたくないからという理由で利用して、4~5 時間だったら、「先生ごめんなさいね。もう見舞いが終わったから」と帰ってくる良識ある保護者もいたが、今は午前 9 時から 5 時までなので、9 時にはもう保育園の入口にいる。それから 5 時過ぎてから迎えに来る。「駐車場がいっぱいだったから」とか言いながらである。そういう便乗型をたくさん現場で見ている。</p> <p>私たちは保育したくないとは言っていない。11 時間でも 12 時間でも丁寧に保育する。だが、そういった便乗型の利用を助長するようなコンシェルジュの説明があった。「先生、聞きに行ったらね、11 時間見てもらえると言われました」と、一時保育の方が来た。「保育園で預けたら何か 11 時間いって」と、しかも「私、1 日 6 時間のパートだから、これでいいですよ」というようなことを安易に言われたら、それは親子ですごす時間を奪ってしまうのではないかと思うし、それを保育所の窓口で啓発してくれと言われても、そこまでも私たちの仕事になるのであれば、ますます疲弊していく。これは保育士不足に輪を掛ける、本当に悪循環になってしまうので、その辺の話しぶりとか、説明の仕方とか、そういったことを丁寧に言って欲しいし、この資料にも標準時間 11 時間というのはいかがなものかと思う。</p> <p>教育時間は 4 時間だが、幼稚園の教育時間に関しては市民へのパンフレットに 4 時間と書かれていない。昼過ぎごろまでとか、緩やかに書いてある。だが、保育園は 11 時間まで預けられますということをコンシェルジュが言った時点で、皆さん 11 時間預けられるのだと思うのではないかと。それは、書きぶり、話しぶりを考えてほしいということである。</p>
専門委員	<p>委員の意見と本当に同じなのだが、やはり保護者には、社会的に言えば、預ける権利はあるかもしれないけれども、子どもに対しては、権利はないのである。保護者に対して、そこのところをもっとしっかり、子どもに対してはすまない気持ちで預かってもらうということ、もっと徹底すれば、例えば 11</p>

# 会 議 録

	<p>時間預けないといけない人でも、土曜日、日曜日とか、仕事がないときには、それだけ預かる時間が少なくなったりするということになるのではないか。それでもしない人もたくさんいるけれども、今の言い方では、社会に対する権利は子どもに対する権利のように勘違いするので、本当は子どもに対してはいいことではないのだということを含めながら説明をしてもらえれば、また少しは変わってくるかなと思う。</p> <p>      コンシェルジュの件であるが、7月に採用して、まず1月間、いろいろな研修を十分積んだ上で8月に各区役所に配属した。現在も月1回集まって、今の問題点等も話し合ったり、新制度についても勉強をしてもらっている。</p> <p>      私も直接、個々の説明ぶりを聞いたわけではないので、はっきり分からないが、そういった誤解を生むようなことはないように、これからも窓口できちんと説明するように指導をしていきたいと思う。もしかすると、きちんと説明していても、お父さん、お母さんが、自分のいいように受け取ってしまったところもあるのかもしれないが、そこは誤解のないようにやっていきたいと思っている。</p> <p>      標準時間、短時間の書き方が悪いのではないかという意見もいただいている。市としては、権利として11時間利用してよいと言っているつもりは毛頭ない。あくまで最大の利用可能時間ということで、この範囲内で、就労なら就労で必要な時間を取っていただいて、子どもと過ごす時間をできるだけ多く取ってほしいという思いは変わらないものがあるので、ワーク・ライフ・バランスの啓発も含めて、これからはしっかり力を入れてやっていきたいと思っている。</p> <p>      それからもう1点、保育を必要とする事由に対する保育必要量について意見があった。必要量については、それぞれの事由ごとに決めるようになっており、中には、国が、これは標準時間であると決めているものがある。例えば、妊娠・出産だとか、災害復旧とか、虐待やDVのおそれがある場合は、これは標準時間であると、内閣府で定めているので従わざるを得ないのだが、それ以外で、市が独自の判断で定めるといふものもある。</p> <p>      先ほど求職活動の話があったが、これは国から、区分を標準時間・短時間に分けないこともできるという基準が示されており、本市としては、原則短時間という設定をしている。</p>
<p>事務局</p>	<p>      施設長会の時に質問したら、その時は短時間ではなく、標準時間という答えがあったので、この会議の委員に考えていただきたかったのだが。</p>
<p>事務局</p>	<p>      施設長会の説明は、恐らく在園児の経過措置の話だったのではないかなと思う。求職活動の場合は、原則8時間という設定をしている。施設長会の時の説</p>

## 会 議 録

委員	<p>明が、誤解を生んだところがあったのかもしれないが、今、窓口で配っている保育所の案内にも、そのような記載となっている。</p> <p>育休取得中の継続利用の場合はどうか。</p>
事務局	<p>原則短時間、8時間という設定である。</p>
会長	<p>市民としての権利は保障されているけれども、その権利を無駄遣いするのではなくというか、もう少し有効に利用するというのが必要と感じている。資料の表記の仕方が、1日11時間までとあれば、やはり11時間使えるという意味に、安易に受け取るので、例えば、「最大11時間」とか、「必要に応じて11時間」とか、そういうような文言を付け加える。あるいは、コンシェルジュがそれをきちんと説明するということで対応をしてもらわないと、安易に利用者が、便乗型とでもいうような利用をしてしまうのではないかと思うので、そういうところを窓口等も含めて対応していただきたい。</p>
会長	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">(3) 北九州市子ども・子育て会議「認定こども園部会」の設置について、資料8に基づき、事務局より説明。</p> </div> <p>(委員からの意見・質問なし)</p> <p>事務局の説明どおりに、当会議に「認定こども園部会」を設置することについて、異議はないか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>異議なしと認め、当会議に「認定こども園部会」を置くことにしたい。なお、部会の委員については、今、事務局から説明があったとおりの5名の方をお願いしたいと思う。</p> <p>事務局には、必要な手続きをお願いする。</p> <p>【閉会】16:26</p>